

2019年度 助成金支給事業 募集要項

公益財団法人松園尚己記念財団

1. 対象事業

- (1) 長崎県内の団体または個人が行う事業。
- (2) 幅広い人材育成を目的としたスポーツや文化などの発展に寄与すると認められる事業。

2. 助成金額

- (1) 個人・団体が行う事業・・・1件につき原則として年額50万円以内とする。
- (2) 公共団体が行う事業・・・選考委員会で審議し決定する。

3. 応募方法

- (1) 次の書類を当財団サイトよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出すること。
 - ① 助成金申請書【書式 GR1】
 - ② 事業計画書【書式 GR2】【財団サイト】<https://www.mhmf.or.jp>
- (2) 事業計画書は上記書式の内容を満たしていれば申請者にて作成した書式で申請することも可能とします。
- (3) 上記(1)のほかに、過去の活動資料及び企画・概要書がある場合はあわせて添付することも可能とします。
- (4) 応募提出書類一式を取りまとめて、簡易書留・レターパックプラスなどの送達記録が確認できる方法で郵送すること。(書類一式は、ホチキス止め厳禁。また、簡易書留は受領証、レターパックプラスは追跡番号が記載されたシールをはがして保管してください)。
【郵送先】〒850-0035 長崎市元船町7-13 公益財団法人松園尚己記念財団 事務局

4. 応募期間

- (1) 応募開始 2019年3月1日
- (2) 応募締切 2019年3月31日 (必着、締切厳守のこと)

5. 選考及び支給について

- (1) 選考は応募提出書類に基づき当財団の選考委員会にて4月中に行い、同月末日までに申請者に通知します。
- (2) 助成金の支給は選考結果の通知後2か月以内に指定先口座に振り込みます。

6. 助成対象先の義務

- (1) 年間を通して継続的に行われている事業及び10月末日までに事業が完了しないものについては、10月末日時点の次の事項に関する中間報告書【書式 GR3】を11月10日までに提出してください。提出方法は別途ご案内します。
 - ① 事業の進捗状況
 - ② 事業の見通し
 - ③ 費用の消化状況
 - ④ その他当財団が必要とする事項
- (2) 事業が終了したときは、すみやかに当財団に次の報告書を提出してください。提出方法は別途ご案内します。
 - ① 実施報告書【書式 GR4】
 - ② 収支報告書【書式 GR5】
- (3) 申請時に事業の期間、実施日が決定していない場合は、決まり次第すみやかに連絡してください。
- (4) 助成対象先がその成果を発表するときは、当財団の助成によるものと明記してください。
- (5) 助成対象先が作成するウェブページ等のデジタルメディアを利用した広報活動を行う場合には、当財団指定の方法で当財団の助成もしくは協賛である旨を表示し、表示後はすみやかに通知してください。
- (6) 助成対象先が作成するポスター等の印刷物には、当財団の助成もしくは協賛である旨を表示し、完成後はすみやかに提出してください。
- (7) 上記(1)から(6)を行わなかった場合、提出書類に虚偽が発見された場合及び事業が中止になった場合は、助成金の返還請求を行うことがあります。
- (8) 当財団サイトにて事業の紹介をさせて頂くこともあります。その際に当財団より取材、寄稿依頼があったときは協力してください。

7. その他

- (1) 提出された応募書類は返却しません。
- (2) 選考内容については非公表とします。
- (3) 当財団は個人情報の保護に関する法律及び関連する法令等を遵守することを誓約します。取得した個人情報は適正に運用・管理し、選考及び当財団からの連絡においてのみ利用します。